

令和4年12月26日

国東市長 三河明史様

国東市会計管理者 黒木 宏一

現金等取扱管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条第1項に基づき、現金等取扱管理について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日 : 令和4年11月17日～令和4年12月7日

調査対象課・施設 : 別紙のとおり

2. 不備としての指摘事項および是正状況

別紙のとおり

3. 現金等取扱管理統括責任者の講評

公金の現金等取扱管理について、おおむね適正に管理されている。

現金等取扱管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表

	所属課	指摘事項	是正状況
1	クリーンセンター	収納印の管理 ・分任出納員証の申請もれ 11月から採用された職員1名	総務課人事係へ申請済
2	熊毛保育所	収納印の管理 ・分任出納員証の申請もれ 主任保育士1名 所長が不在時に集金業務を担当	総務課人事係へ申請済
3	武溪保育所	収納印の管理 収納印の使用者以外の者が保管庫の鍵を管理している 主任保育士が集金袋・収納印を管理	集金袋の管理:主任が収納印を管理 →収納印は所長が管理する
4	教育総務課	収納印の使用者以外の者が保管庫の鍵を管理している ・担当者が管理	課長等、収納印の使用者とは別の人が鍵の管理をするのが望ましい →課長または係長が管理するよう指導
5	文化財課 ・歴史体験学習館 ・三浦梅園資料館	現金の収納管理 つり銭資金保管簿:入金の日のみを記録	現金の管理は毎日行うこと 保管現金としてつり銭資金・収納金を毎日確認すること
6	武蔵分室	現金の収納管理 つり銭資金保管簿:入金の日のみを記録し、入金のない日は手提げ金庫をキャビネットに保管したままである	指導済 現金の管理は毎日行うこと 保管現金としてつり銭資金・収納金を毎日確認すること
7	安岐分室	現金の収納管理 つり銭資金保管簿をパソコン上で管理 →データは改ざんされる可能性がある ので紙ベースでの確認印が必要	つり銭資金保管簿で現金等を確認し、確認印を押すよう指導済
8	武蔵図書館	現金の収納管理 つり銭資金保管簿:入金の日のみを記録し、入金のない日は手提げ金庫を保管したままである	指導済 現金の管理は毎日行うこと 保管現金としてつり銭資金・収納金を毎日確認すること
9			
10			

実地検査日程表

(令和4年度収納印及びつり銭資金交付管理表)

機 関	課 名	収納印番号		つり銭資金交付	調 査 日
		据置型	携帯型		
本 庁	税 務 課		50・60	20,000	11/17 午前
	広報室 (ケーブルテレビ)		82・83		〃
	市 民 健 康 課	37	56	30,000	〃
	・郵便小為替の換金用			50,000	〃
	人権啓発・部落差別 解消推進課	42	58		〃
	福祉課 (子育て支援係)		55・59		〃
	環 境 衛 生 課 犬の予防接種		4月・10月	各 10,000	11/17 午前
教 委	教 育 総 務 課	41			12/1 午後
	社 会 教 育 課	27		20,000	〃
	くにさき図書館	10		3,000	〃
国 見	地 域 振 興 課	14・26		50,000	12/7 午後
	国 見 分 室	38		10,000	〃
	国 見 図 書 館	11		500	〃
保 育 所	竹 田 津 保 育 所		75		〃
	熊 毛 保 育 所		74		〃
	ク リ ー ン セ ン タ ー	29		50,000	〃
武 蔵	地 域 振 興 課	22・43	70	50,000	11/24 午前
	〃 (旧市民健康課)			30,000	
	保 健 福 祉 セ ン タ ー			30,000	〃
	武 蔵 分 室	12		10,000	〃
	武 蔵 図 書 館	30		300	〃
観 光 課	サイクリングターミナル	25		40,000	〃
	自 動 車 学 校	40		50,000	11/24 午後
消 防 本 部	予 防 課	13→18			〃
安 岐	地 域 振 興 課	28・44		50,000	12/2 午後
	〃 (旧市民健康課)			30,000	〃
教 委	安 岐 分 室	15・33			〃
	安 岐 図 書 館	21		1,000	〃
	給 食 セ ン タ ー		86		12/2 午前
	文 化 財 課 (歴史体験学習館)	36		30,000	〃
	(三浦梅園資料館)	20		20,000	〃
保 育 所	武 溪 保 育 所		72		11/28 午後
	安 岐 保 育 所		71		〃
幼 稚 園	安 岐 幼 稚 園		84		〃
	安 岐 中 央 幼 稚 園		85		〃

実地検査日程表

(令和4年度収納印及びつり銭資金管理表)

機 関	課 名	収納印番号	つり銭資金	調 査 日
		据置型(訪問徴収時:携帯)		
水道事業・ 下水道事業等	上下水道課 水道事業	2	100,000	12/1 午後
	〃 下水道事業	2	—	〃
	〃 工業用水事業	2	—	〃
	国見支所 水道事業	1	—	12/7 午後
	〃 下水道事業	1	—	〃
	武蔵支所 水道事業	3	—	11/24 午前
	〃 下水道事業	3	—	〃
	安岐支所 水道事業	4	—	12/2 午後
	〃 下水道事業	4	—	〃

国東市長 三河明史様

国東市病院事業管理者 野邊靖基

令和4年度 公金管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条に基づき、公金について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日	令和4年12月2日 ~ 令和4年12月6日		
公金取扱課数	3	公金件数	3

2. 不備事項および是正状況

別紙のとおり

現金等取扱管理公金管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表

	所管課	公金名称	不備事項	是正状況
1	医事課	外来・入院支払窓口	①つり銭として保管する金額を定める必要がある。	①会計規則を今年度中に整備し、つり銭について明記する。
2	総務経営課	職員預り金及び資金前渡が主	①収納印についての規程なし	①現在会計規則の見直しを行っている。今年度中に整備する。
3	訪問看護ステーション	対象者宅での集金	特になし	
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

「国東市監査基準」に準拠し、国東市資金リスクマネジメント条例第13条第2項の規定により、同条例第11条第1項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和5年3月28日

国東市代表監査委員 徳部 吉昭
国東市監査委員 大谷 和義

1. 審査の対象

「令和4年度 現金等取扱管理内部統制報告書」

2. 審査の期間

令和5年1月5日から令和5年3月24日まで

3. 審査の方法と着眼点

審査に付された「令和4年度 現金等取扱管理内部統制報告書」（以下「内部統制報告書」という。）について、内部統制体制の整備と運用が適切に実行されているかを検証するために、関係資料の確認を行うとともに、必要に応じて関係部署から説明を聴取し審査を行った。

なお、審査に当たっては次の事項に主眼を置き審査した。

- (1) 内部統制体制の整備について、国東市資金リスクマネジメント条例（以下「条例」という。）及び国東市資金リスクマネジメント条例施行規則（以下「施行規則」という。）並びに関係規則等が、実際の業務に適用するために効果的に定められているか。
- (2) 内部統制体制の運用について、条例や施行規則等に記載された手続に沿って適切に実行され、不正又は誤りに関するリスクの防止や問題の早期発見へつながる効果を発揮しているか。
- (3) 内部統制体制の整備と運用を検証するための実地検査の結果について、適切に評価され報告されているか。

4. 審査の結果

上記のとおり審査した結果、内部統制報告書は適切に作成されており、評価の手続及び結果に係る記載は相当である。

なお、指摘事項・是正状況一覧表の記載内容については、是正済み若しくは内部統制報告書提出日以降も改善に向けて継続して対応中であるとの報告を受けており、対応は適切であると認め、審査の意見を次に述べる。

5. 現金等取扱管理の内部統制体制の整備

平成29年の地方自治法改正では、都道府県及び指定都市に対して、財務事務等に関する内部統制の体制整備が義務付けられた。市町村へは努力義務とされたが、国東市では資金管理事務を対象に条例及び施行規則を制定し、関係規則等とともに令和2年4月1日より運用を始めた。

昨年12月には、条例と施行規則の一部を改正している。

(1) 内部統制の枠組み

条例等では、現金等取扱管理に関して、不正又は誤りに関するリスクの防止と早期発見のために内部統制の組織管理体制を規定しており、概要は表1のとおりである。

なお、現金等取扱管理とは、職員が公金を受け取り指定金融機関等に払い込むまでの現金取扱いの過程のことである。

表1 【現金等取扱管理の内部統制の組織管理体制】

<p>① 現金等取扱の管理に係る一次的統制の責任は、所管する所属長にある。</p> <p>◆現金等取扱管理の過程</p> <p>ア)現金収納管理（つり銭資金の交付、現金収納金過不足の処理）</p> <p>イ)収納現金管理（金融機関への速やかな納入、連番領収書等による収入管理）</p> <p>ウ)保管方法（現金等と帳票等の照合、現金等の安全保管、収納印と領収書の管理）</p> <p>エ)職員の賠償責任</p> <p>② 現金等取扱の管理に係る二次的統制の責任は、会計管理者及び病院事業管理者にある。</p> <p>毎年9月以降に、所管部署の实地検査を行い、内部統制報告書を市長に提出する。</p> <p>③ 市長は、提出された内部統制報告書を、12月末日までに監査委員へ審査を委託する。</p> <p>④ 市長は、翌年度4月末日までに監査委員の審査意見書を付して内部統制報告書を議会に提出し、公表しなければならない。</p>

また、内部での不正を検知した内部通報者の保護について規定し、その実現のために、国東市公益通報取扱規則を制定している。

(2) 内部統制の運用方法

運用方法については、施行規則とともに資金管理マニュアルが作成され、具体的な手順や考え方が記載されている。

条例で二次的統制者を規定し、施行規則では内部統制の対象業務として職員が現金を取扱う過程が規定されており、会計規則や物品管理規則、地方公営企業会計規程等の関係する規則等に、つり銭管理や現金の出納管理等の手續、職員の賠償責任についての内容が追加されている。

6. 現金等取扱管理の内部統制体制の運用

実地検査の件数と、指摘事項の記載の件数は表 2 のとおりであった。収納印又はつり銭を所管している部署を対象に、現金等取扱管理内部統制調査書の項目に沿って、実地検査を行っている。

指摘事項があった内容については巻末表 3 のとおりであるが、是正済み若しくは指導によって対応中であることを確認した。

表 2 【現金等取扱管理内部統制の実地検査件数と指摘件数】

責任者	実地検査		指摘事項の記載件数	前年度の指摘事項の記載件数
	所管部署数	件数		
会計管理者	35	44	8	7
病院事業管理者	3	3	2	3
計	38	47	10	10

7. 実地検査の結果について

現金等取扱管理において、現金の紛失や使途不明金があるなどの重大な不備に該当する事象は認められなかった。しかしながら、指摘事項の内容について、『保管庫の鍵を担当者が管理している』『つり銭資金保管簿をデータ改ざんの恐れのあるパソコン上で管理している』等、前年度同様の指摘事項が、別の部署において見受けられた。部署が異なるとはいえ、同様の指摘事項が繰り返されるということは、担当者交代に伴い事務の継承が適切になされておらず、内部統制の体制が十分に図れていないことになる。現金等取扱の管理体制、内部統制についての周知を徹底すべきであり、同じ過ち、同じ指摘を毎年繰り返すことがあってはならない。

内部統制の目的は、『資金管理に係る不正又は誤りに関するリスクの防止及び発見を通じて市民の信頼を醸成すること』である。この目的のために、職員一人ひとりが、常にリスクにさらされている現実を認識し、内部統制の体制と運用の仕組みを正しく理解し適切に実行することが必要である。

また、不正行為は本質的には個人の問題であるが、環境要件（高額現金の取扱い、納入までの期間があるなど）や要因（在任期間の長さ、職務権限の集中等）が組み合わさることで、発生リスクも高まる。たとえ内部統制の組織管理体制が定着したように見えても、時の経過とともに緩みが生じ、過去の教訓や反省が風化すると、同種事態が繰り返される恐れを否定できない。それゆえ、内部統制の組織管理体制が適切に機能しているか等引き続き検査検証していくことが重要である。

今後も職員研修や、確実な事務の継承等により情報共有を図り、制度の熟知と意識の醸成を深め、安全な資金管理に務められたい。

表3 【現金等取扱管理内部統制の実地検査での指摘事項】

〈担当：会計管理者〉

	所属課	公金名称	指摘事項	是正状況
1	クリーンセンター	・ゴミ手数料	収納印の管理 ・分任出納員証の申請もれ 11月から採用された職員1名	総務課人事係へ申請済
2	熊毛保育所	・スポーツ振興切 り保険 ・ご飯代 ・バス遠足保護者 負担金	収納印の管理 ・分任出納員証の申請もれ 主任保育士1名 所長が不在時に集金業務を担当	総務課人事係へ申請済
3	武溪保育所	・スポーツ振興切 り保険 ・ご飯代 ・バス遠足保護者 負担金	収納印の管理 収納印の使用者以外の者が保管庫 の鍵を管理している 主任保育士が集金袋・収納印を管 理	集金袋の管理：主任が収納印を管理 →収納印は所長が管理する
4	教育 総務課	・学校体育館使用料	収納印の使用者以外の者が保管庫の 鍵を管理している ・担当者が管理	課長等、収納印の使用者とは別の人が鍵 の管理をするのが望ましい →課長または係長が管理するよう指導
5	文化財課 ・歴史体験学習館 ・三浦梅園資料館	・入館料等	現金の収納管理 つり銭資金保管簿：入金の日 のみを記録	指導済 現金の管理は毎日行うこと 保管現金としてつり銭資金・収納金を毎 日確認すること
6	武蔵分室	・施設利用料	現金の収納管理 つり銭資金保管簿：入金の日 のみを記録し、入金のない日は手提 げ金庫をキャビネットに保管したま まである	指導済 現金の管理は毎日行うこと 保管現金としてつり銭資金・収納金を毎 日確認すること
7	安岐分室	・施設利用料	現金の収納管理 つり銭資金保管簿をパソコン上で管 理→データは改ざんされる可能性が ある ので紙ベースでの確認印が必 要	つり銭資金保管簿で現金等を確認し、確 認印を押すよう指導済
8	武蔵図書館	・コピー代	現金の収納管理 つり銭資金保管簿：入金の日 のみを記録し、入金のない日は手提 げ金庫を保管したままである	指導済 現金の管理は毎日行うこと 保管現金としてつり銭資金・収納金を毎 日確認すること

〈担当：病院事業管理者〉

	所属課	公金名称	指摘事項	是正状況
1	医事課	外来・入院 支払窓口	①つり銭として保管する金額を定め る必要がある。	①会計規則を今年度中に整備し、つり銭 について明記する。
2	総務経営課	職員預り金 及び 資金前渡が主	①収納印についての規程なし	①現在会計規則の見直しを行っている。 今年度中に整備する。
3	訪問看護 ステーション	対象者宅での 集金	特になし	

令和5年1月17日

国東市長 三河 明史 様

国東市副市長 中野 茂

令和4年度 準公金管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条に基づき、準公金について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日	令和4年11月28日 ~ 令和4年12月7日		
準公金取扱課数	19	準公金件数	33

2. 不備事項および是正状況
別紙のとおり

準公金管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
1	総務課総務係・総合支所	国東町区長会 旧町区長会	特になし		受託返上に向けて継続協議
2	総務課防災係	国東市防災士連絡協議会	出納簿を作成していなかった	今年度から作成する	準公金管理方法改善に向けて継続協議
3	議会事務局	議員互助会（親会計）	特になし		令和5年度から歳入歳出外現金に編入予定（国民政治協会費を除く。）
4	議会事務局	県体議員ソフトボール会計	特になし		
5	議会事務局	議員弁当会計（旧コーヒー会計）	特になし		令和5年度から歳入歳出外現金に編入予定
6	医療保健課地域医療係	東国東地域保健委員会	特になし		令和5年度から一般会計化予定
7	福祉課総務係	社会福祉協議会（社協会費）	特になし		市職員会費分は令和4年度に歳入歳出外現金編入済み。 国東地区の区一括納付分は受託返上を協議中
8	福祉課総務係	社会福祉協議会（歳末助け合い募金・赤い羽根共同募金・香典返）	特になし		国東地区の区一括納付分は受託返上を協議中
9	農政課園芸畜産係	国東市みかん等訪果害虫防除対策会議（薬剤散布補助金）	特になし		
10	農政課園芸畜産係	国東市畜産クラスター協議会	特になし		補助対象が協議会であるため、歳入歳出外現金編入できない。（全国肉用牛振興基金協会に確認）
11	農政課農政係	国東市集落営農法人連絡協議会	特になし		
12	農政課農政係	国東市認定農業者の会	郵便切手等出納簿を作成していなかった	今年度から作成する	
13	農業再生協議会	国東市農業再生協議会	特になし		歳入歳出外現金編入できない。（大分県に確認）
14	農業委員会	農業新聞預り金	特になし		令和5年度から歳入歳出外現金に編入予定

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
15	林業水産課林業係・総合支所	国東市鳥獣被害対策協議会	特になし		歳入歳出外現金への編入を検討中
16	林業水産課水産係	特定水産物銘柄化推進協議会	特になし		一般会計予算編入に向けて継続協議
17	活力創生課産業創出係	市雇用促進協議会	協議会の実態がないため、決算監査、協議会への決算報告ができていない。		準公金管理方法改善に向けて継続協議
18	活力創生課商工労政係	国東市土地開発公社	特になし		
19	観光課観光係	夢咲きくにさきふるさとまつり実行委員会	特になし		令和2年度以降新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。 準公金管理方法改善に向けて継続協議。
20	国見地域振興課	ちよるちよる祭り実行委員会	特になし		
21	武蔵地域振興課	むさしおいで祭り実行委員会	特になし		
22	安岐地域振興課	安岐町ふるさと祭実行委員会	特になし		
23	消防本部総務課庶務財政係	国東市消防職員互助会（一般会計）	特になし		
24	消防本部総務課庶務財政係	国東市消防職員互助会（厚生費）	特になし		令和5年度から歳入歳出外現金に編入予定
25	消防本部総務課庶務財政係	国東市消防職員互助会（研修旅行）	特になし		
26	消防本部総務課庶務財政係	国東市消防職員互助会（退職者送別会）	特になし		
27	消防本部総務課庶務財政係	国東市消防団互助会	特になし		
28	消防本部予防課危険物保安係	国東地区危険物安全協会	特になし		
29	消防本部予防課危険物保安係	国東地区危険物安全協会（70周年行事）	特になし		令和5年度の総会において歳入歳出外現金への編入を検討する予定。

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
30	竹田津保育所	用品代・月刊誌	特になし		
31	熊毛保育所	保育用品代・月刊誌・写真代	特になし		
32	武溪保育所	用品代・月刊誌・写真代	特になし		
33	安岐保育所	保護者会費・用品代・月刊誌・写真代・国東地域公立保育協議会会計	特になし		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会費については、令和3年度末に精算した。 ・国東地域公立保育協議会会計については、令和5年度末までの2年間は任期となる。

様式第4号(第8条関係)

令和 5年1月10日
国教総第0110001

国東市長 三河 明史 様

国東市教育委員会
教育長 小俣 秀之

令和4年度 準公金管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条に基づき、準公金について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日	令和4年11月25日～11月30日		
準公金取扱課数	7	準公金件数	18

2. 不備事項および是正状況

別紙のとおり

(別紙) 準公金管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表 (教育委員会)

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
1	社会教育課社会教育係	国東町文化協会	特になし		
2	社会教育課社会教育係	くにさき少年少女発明クラブ	特になし		歳入歳出外現金編入できない(上部団体に確認)
3	社会教育課社会教育係	国東市子ども会育成会連合協議会	特になし		準公金管理方法改善に向けて継続協議
4	社会教育課社会体育係	国東市スポーツ協会	特になし		県体出場報償費を令和5年度から一般会計予算編入予定
5	社会教育課社会体育係	国東市スポーツ協会 国東支部	特になし		
6	社会教育課人権教育・部落差別解消推進係	くにさき地区人権・同和教育協議会	特になし		令和5年度から一般会計予算編入予定
7	文化財課文化財係	国東半島宇佐地域・六郷満山誘客推進協議会	特になし		
8	文化財課文化財係	文化財愛護少年団連絡協議会	特になし		準公金管理方法改善に向けて継続協議
9	教育委員会国見分室	国見文化協会	特になし		準公金管理方法改善に向けて継続協議
10	教育委員会国見分室	国東市スポーツ協会国見支部	特になし		
11	教育委員会国見分室	ナイターソフトボール大会国見地区予選会 残金	事業無		受託返上に向けて継続協議
12	教育委員会武蔵分室	武蔵町文化協会	特になし		準公金管理方法改善に向けて継続協議
13	教育委員会武蔵分室	国東市スポーツ協会武蔵支部	特になし		
14	教育委員会安岐分室	国東市スポーツ協会安岐支部	特になし		実地検査当日まで事業無し 年明けから事業始まる
15	教育委員会安岐分室	安岐町体育指導委員会	特になし		令和3年度より収入を無くし、直接謝金を渡すように変更した。今後残高が0になり次第通帳廃棄する。 必要負担金については、個人決算書は出来ており、通帳にも監査の印があるので次年度からは、決算書に監査の署名押印をもらう様に指示
16	教育委員会安岐分室	安岐町ソフトボール協会	特になし		受託返上に向けて継続協議

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
17	安岐幼稚園	P T A会費・教材費・おやつ・月刊誌・給食費・写真代	特になし		
18	安岐中央幼稚園	P T A会費・教材費・おやつ・月刊誌・給食費・写真代	特になし		

様式第4号(第8条関係)

令和4年11月18日

国東市長 三河明史様

国東市病院事業管理者 野邊靖基

令和4年度 準公金管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条に基づき、準公金について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日	令和4年11月16日～令和4年11月17日		
準公金取扱課数	2	準公金件数	2

2. 不備事項および是正状況

別紙のとおり

準公金管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況
1	国東市民病院	若葉の会	出納簿なし	出納簿を作成
2	国東市民病院	病院互助会	収入伝票なし	収入伝票を作成し、決裁を行う。
3	国東市民病院	患者預り金	現金預かりなし	現金預かりなし

令和4年度準公金管理方法改善実績報告書

1	現金出納保管における不正・誤りリスク管理の方針	
	(1)資金管理の目的の明確化	1
	(2)目的達成に影響する重要なリスクを見出し、重点的に対応	1
	(3)関係者すべてによる内部統制首長、企業管理者、職員、監査委員、議会、公表(公衆)	1
2	地方自治法が定める資金管理と矛盾する現実	
	(1)地方自治法における公金は歳計現金と法定歳入歳出外現金	2
	(2)地方自治法の資金管理と異なる現実	2
3	準公金管理方法改善の方針	
	(1)準公金分類に応じた管理方法見直し検討	3
4	準公金管理方法改善実績	
	(1)令和4年度準公金管理方法改善実績	4
	(2)令和3年度までの準公金管理方法改善実績	6
	(3)学校徴収金の公会計予算編入に関する先進地「鳥取市」視察	7
	(4)国東市の学校長管理資金（保護者徴収金）管理方法改善について	8

1 現金出納保管における不正・誤りリスク管理の方針

(1)資金管理の目的の明確化

①現金等出納・保管の不正又・誤りに関するリスク防止及び発見⇒市民の信頼醸成

(2)目的達成に影響する重要なリスクを見出し、重点的に対応

①組織を取り巻く環境

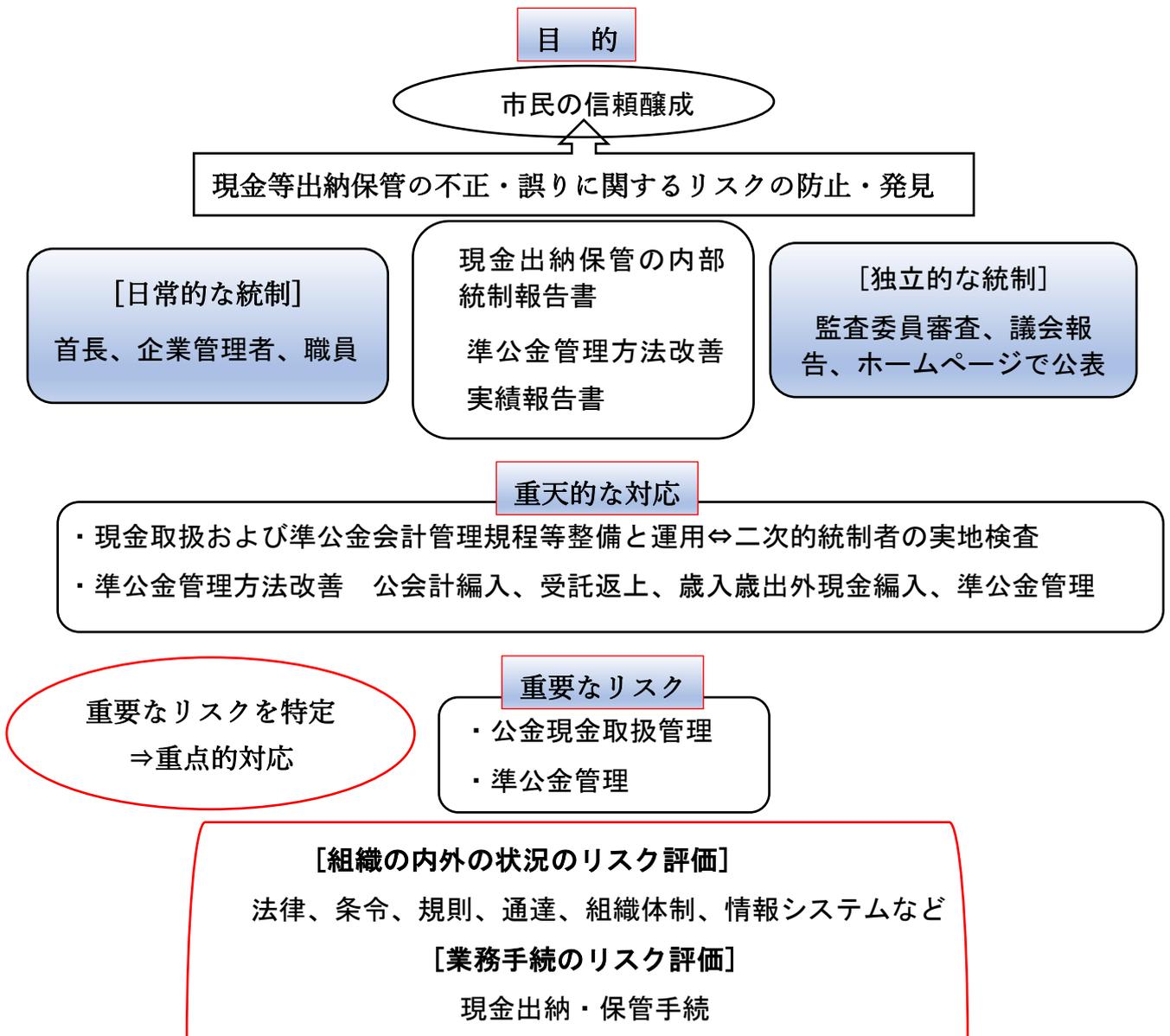
法令、通達、行政実例、組織体制、組織文化などの重要なリスク⇒重点的な対応

地方公共団体は法制約が強く、分権改革以前の省庁集権的組織文化

②業務手続の重要なリスク⇒重点的な対応

(3)関係者すべてによる内部統制：首長、企業管理者、職員、監査委員、議会、公表(公衆)

図1 現金出納保管に関するリスク管理



2 地方自治法が定める資金管理と矛盾する現実

(1)地方自治法における公金は歳計現金と法定歳入歳出外現金

①歳計現金＝予算に編入された資金⇒公共団体出納口座管理 公金

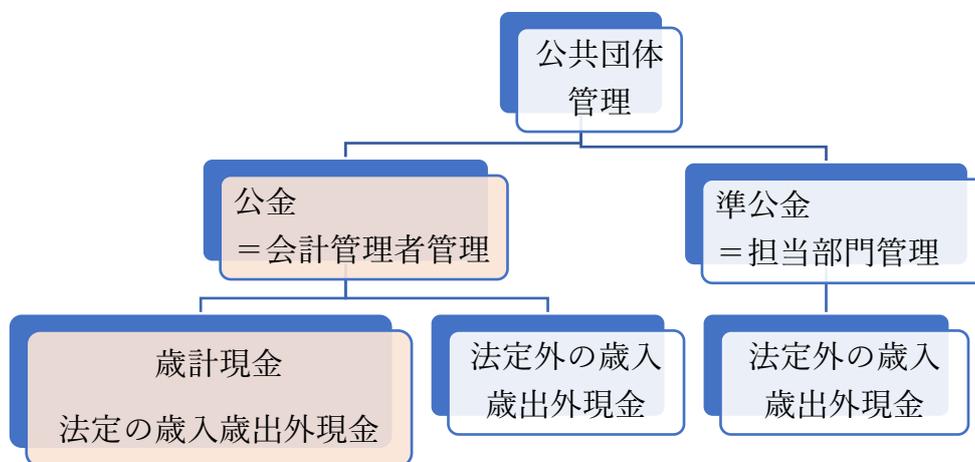
地方自治法第 210 条（総計予算主義）一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

②法定歳入歳出外現金＝予算編入されない資金⇒公共団体出納口座管理 公金

地方自治法第 235 条の 4（歳入歳出外現金の保管）2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

[狭く限定された資金]地方公共団体の所有外資金：債権担保金、債権者代位受領金、契約保証金、住宅敷金、源泉徴収税、都道府県民税、遺失金、大学等奨学寄附金、災害見舞金、その他法で指定された資金

図 1 地方公共団体管理資金の体系図



(2)地方自治法の資金管理と異なる現実

①会計管理者が保管する法定外の歳入歳出外現金 公金

会計管理者が一時保管金等として管理している

②担当部門が管理する法定外の歳入歳出外現金の存在 準公金 = 公簿外管理資金

～地方公共団体が公共団体出納口座に編入せずに管理する資金

ア) 地方公共団体の事業である資金

学校長管理資金は地方公共団体で広く準公金として管理

市事業を協議会や実行員会の私会計として担当課が管理

イ) 市の事業ではないが公益性の観点から市が管理すべき私金及び私会計

3 準公金管理方法改善の方針

(1)準公金分類に応じた管理方法見直し検討

①市の事業と認められるとき

ア)公会計予算編入を検討

イ) ア)「公会計予算編入」が難しいとき⇒歳入歳出外現金編入を検討

②市の事業と認められないとき

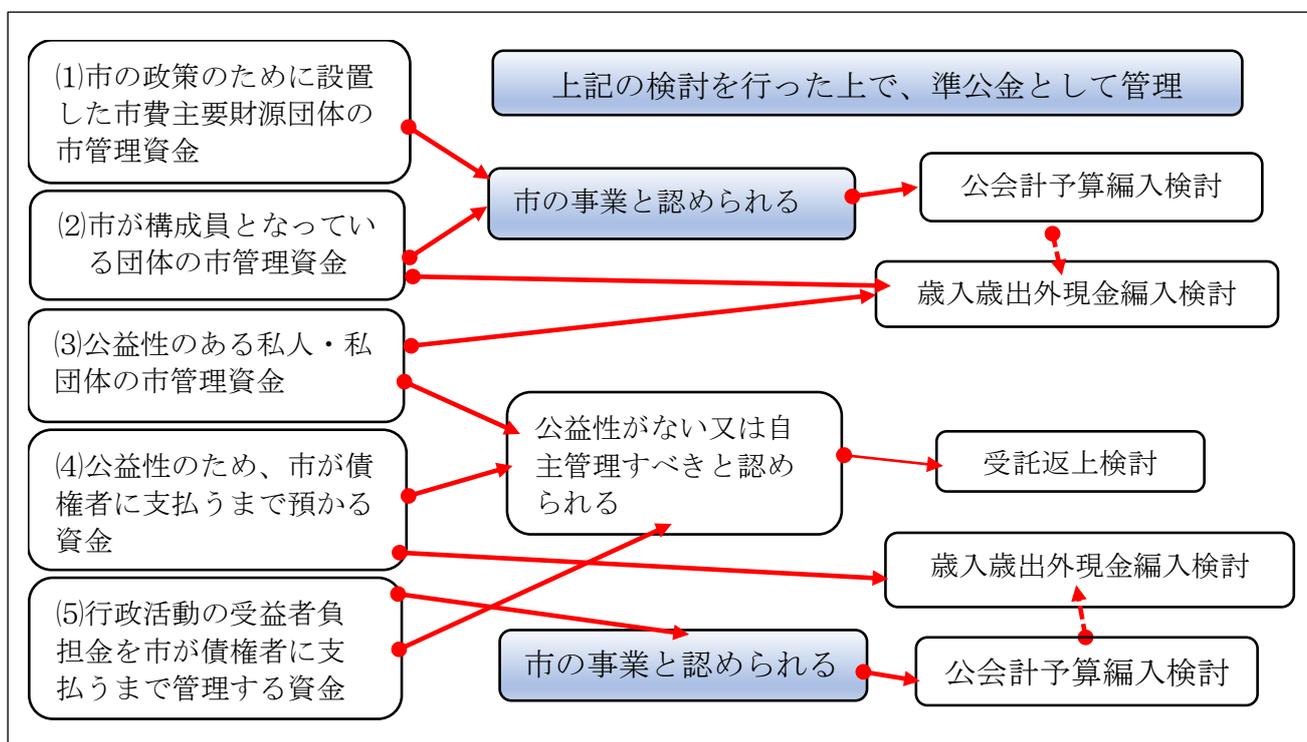
ア)公益性がある又は管理能力なきとき⇒歳入歳出外現金編入検討

イ) 公益性がない又は管理能力があるとき⇒受託返上を検討

③上記検討による管理方法見直しができなかったとき⇒準公金として管理

④公会計予算編入を行った団体を、住民参加による市施策の協議機関として存続できるものとする。

図1 準公金管理分類に応じた管理方法改善



4 準公金管理方法改善実績

(1)令和4年度準公金管理方法改善実績

準公金：公会計予算又は市出納口座に編入しない市管理資金			
分類1	市管理の市費主要団体資金	分類4	債権者支払いまでの市預り金
分類2	市管理の市加盟団体資金	分類5	市管理の行政活動受益者負担金
分類3	市管理の私金又は私会計		

表1 令和4年度準公金管理方法見直し実績

	担当課	管理方法見直し対象の準公金	分類	検討結果	検討経過
1	総務課、安岐地域振興課	国東町区長会会計・安岐町区長会会計	3	来年度、受託返上継続協議	国見町・武蔵町区長会が自主管理していることを踏まえ、国東町・安岐町区長会と、来年度、引き続き協議
2	総務課	国東市防災士連絡協議会	1	一般会計予算編入など継続協議	予算執行のあり方及び一般会計予算編入を引き続き検討
3	議会事務局	議員互助会他資金	4	歳入歳出外現金編入(議員互助会)	国民政治協会費振込及び議員ソフトボール会計は、現行どおりの現金管理
4	医療保健課	東国東地域保健委員会	1, 2	一般会計予算編入	令和5年度当初予算要求
5	福祉課	社会福祉協議会の市長・管理職会費及び国東地区寄付金等預り金	4	歳入歳出外現金編入(市長・管理職の社会福祉協議会会費)	来年度、国東町行政区一括納付金(赤い羽根募金・歳末助け合い募金)納付方法見直しは区長会に諮り、香典返し等預り金納付方法見直しは継続協議
6	農政課	国東市みかん等訪果害虫防除対策会議の薬剤散布補助金交付事業	1, 2	見直しを行わない	現行の補助金交付方法が効率的であるため、当該対策会議による管理を継続
7	農政課	国東市畜産クラスター協議会	2	県の意向により、見直しを行わない	歳入歳出外現金編入に向けて、県等に市出納口座への振り込みが可能かを確認
8	農政課	国東市集落営農法人連絡協議会	1, 2	当面、見直しを行わない	一般会計予算編入又は歳入歳出外現金編入を提案。事業内容を精査するために、時間を要するものと判断した。
9	農政課	国東市認定農業者の会	1, 2	当面、見直しを行わない	一般会計予算編入又は歳入歳出外現金編入を提案。事業内容を精査するために、時間を要するものと判断した。
10	農政課	国東市農業再生協議会	1, 2	県の意向により、見直しを行わない	歳入歳出外現金編入に向けて、県等に市出納口座への振り込み(=個別通帳管理を止める)が可能かを確認した。
11	農業委員会事務局	農業新聞預り金	4	歳入歳出外現金編入	JAから市出納口座への振り込みを確認できれば、歳入歳出外現金編入する
12	林業水産課	国東市鳥獣被害対策協議会	1, 2	歳入歳出外現金編入に向けて協議中	県からの補助金振込みが市出納口座でできるか確認し、歳入歳出外現金編入を検討
13	林業水産課	特定水産物銘柄化推進協議会	1, 2	来年度も一般会計予算編入を継続協議	担当課との協議に時間を要すると判断
14	活力創生課	市雇用促進協議会貸室事業	1	来年度も一般会計予算編入を継続協議	市雇用促進協議会の実体がないため、一般会計予算編入を提案。他の組織での管理方法を検討中のため、継続して検討
15	活力創生課	国東市土地開発公社	1	来年度も土地開発公社廃止を継続協議	現在、土地売却プロポーザルを進めている、その結果を踏まえ土地開発公社廃止検討
16	観光課・国見・武蔵・安岐地域振興課	ふるさと祭り実行委員会	1	来年度も一般会計予算編入等管理方法改善を継続協議	担当課と管理方法改善に向けて、継続協議
17	消防総務課	消防職員互助会	1, 3	歳入歳出外現金編入	歳入歳出外現金編入による、現金出納保管業務からの解放と不正・誤りリスク抑制を協議
18	消防総務課	消防団互助会	3	歳入歳出外現金編入	同上

	担当課	管理方法見直し対象の準公金	分類	検討結果	検討経過
19	消防予防課	国東地区危険物安全協会	2	歳入歳出外現金編入を継続協議	歳入歳出外現金編入を総会で協議する
20	教育総務課	国東地区学校保健会	1, 2	来年度も一般会計予算編入等の検討	国東市が固定して事務局を務めてきたため、一般会計編入を提案した。事業内容を精査した上、継続して協議する
21	教育総務課	遠距離通学補助金 自転車通学補助金 通学ヘルメット補助金 バス通学補助金	1	来年度も学校長管理口座を経由しない管理方法に向けて継続協議	・一般会計予算から学校に補助金を支出し、学校から保護者や業者に支出する現在の管理方法改善を提案した。学校長管理口座を経由しない方法を継続して検討。 ・管理方法改善のためには、補助金の支出方法簡素化が必要。
22	教育総務課	修学旅行費保護者徴収金	5	来年度も教職員が現金管理しない方法に向けて継続協議	学校により教職員が現金を預かる度合いが違う。教職員が現金管理しない方法の検討を提案した。実情調査と協議継続
23	教育総務課	学校指定物品代金預り金	4	来年度も教職員が現金管理しない方法に向けて継続協議	一部の学校では、教職員が代金を預かり業者に渡している。教職員が現金管理しない方法の検討を、継続協議
24	教育総務課	PTA会計	3	公費負担すべきものは適正化した	公費で支払うべき経費を徴収しないことを提案した。
25	教育総務課	ボランティア社会福祉協議会交付金	1	一般会計予算編入等を継続して協議	社会福祉協議会が一部の学校に直接、交付し、学校長管理資金としている。1校5万円程度。一般会計予算編入等を提案した。実情調査中
26	社会教育課、国見分室・武蔵分室	国見町文化協会、武蔵町文化協会	1	継続して協議	文化協会予算のちよるちよる祭経費及びカルテイル経費を両イベント予算への組替えと両文化協会のあり方の検討を提案した。
27	社会教育課	くにさき少年少女発明クラブ	1	上部団体の意向で歳入歳出外現金編入ができなかった	県発明協会に市出納口座に交付金振込が可能か確認し、可能であれば、歳入歳出外現金編入を行うことを協議した。
28	社会教育課・国見・武蔵分室	国東市子ども会育成会連合会	1	一般会計予算編入等を継続して協議	・市の事業であるとして、一般会計予算編入を提案した。 ・一般会計予算編入のためには、単位子ども会への活動交付金の交付方法簡素化が必要 ・事業内容精査の上、継続協議
29	社会教育課・国見・武蔵・安岐分室	国東市スポーツ協会	1	県体出場助成金等を一般会計予算編入。来年度も、他の経費の一般会計予算編入を協議	令和5年度当初予算「県体出場助成経費」要求
30	社会教育課	くにさき地区人権同和教育協議会	1	一般会計予算編入	令和5年度当初予算要求済み
31	社会教育課 国見分室	ナイターソフトボール大会国見地区予選会残金	1	受託返上に向けて継続協議	一般会計又はスポーツ協会への返納を提案した。継続協議
32	社会教育課 安岐分室	安岐町体育指導員委員会繰越金	1	スポーツ推進委員からの徴収をしない	準公金として管理。
33	社会教育課 安岐分室	安岐町ソフトボール協会	1	受託返上に向けて継続協議	・一般会計への預り金返上及び受託返上を提案した。
34	社会教育課	九州瀬戸内高等学校女子駅伝競走大会 実行委員会	1	令和6年度一般会計予算編入に向けて継続して協議	・令和5年度一般会計予算編入は協議が整わなかった。 ・参加団体への旅費助成について、適切な助成方法の検討が必要
35	文化財課	国東半島 宇佐地域・六郷満山誘客推進協議会	2	国東市が事務局固定の場合は、一般会計予算編入を協議	固定事務局であるとして、一般会計予算編入を提案した。担当課が事務局が持ち回りになるとして、現状維持。
36	文化財課	国東市 文化財愛護少年団連絡 協議会	1	一般会計予算編入に向けて再協議	・市の事業として一般会計予算編入を提案 ・担当課は受託返上を行うとして保留 ・子団体への助成金の支出方法改善が一般会計化のために必要

(2)令和3年度までの準公金管理方法改善実績

準公金：公会計予算又は市出納口座に編入しない市管理資金			
分類1	市管理の市費主要団体資金	分類4	債権者支払いまでの市預り金
分類2	市管理の市加盟団体資金	分類5	市管理の行政活動受益者負担金
分類3	市管理の私金又は私会計		

表2 令和元～3年度準公金管理方法見直し実績36件

令和元年度	公会計化（公金管理）4件		歳入歳出外現金化（公金管理）4件	
	1	市みかん等訪果害虫防除対策会議（伐採分）	7	緑の羽根募金
	2	国東市就農ガイドセンター	8	日本赤十字社 日赤通帳（国東市地区分）
	3	道の駅関連施設連絡協議会	9	日本赤十字社（日赤会費）
	4	くにさき地区結核対策検討委員会	10	日本赤十字社（義援金・救援金）
	受託返上4件			
令和2年度	5	国東市農漁村女性集団連絡協議会	11	議公会派積立金、議員積立金
	6	国東町農漁村女性集団連絡協議会	12	消火器代金：住民預かり
令和3年度	公会計化（公金管理）5件		歳入歳出外現金編入（公金管理）	
	1	国東市区長会＊自治会活動保険料	9	公益財団法人 交通遺児育英会募金
	2	国東市学校給食共同調理場運営委員会	10	全国市議会議員災害義援金
	3	学校給食費保護者徴収金（幼小中学校）	11	全国市議会会互助会費
	4	くにさき婚活応援団	12	社会福祉協議会（赤い羽根資材募金）
	5	国東市人権・同和教育啓発推進協議会	受託返上4件	
	歳入歳出外現金編入（公金管理）7件		13	愛育班交流事業：県からの預り金
	6	青い羽根募金	14	安岐町体育指導委員会 報償費預り廃止直接払
令和3年度	7	複十字シール募金国東市	15	武蔵町区長会会計
	8	薬物乱用根絶「ダメ。絶対」運動国連支援募金	16	女性消防団 預り金
令和3年度	公会計化（公金管理）9件			
	1	国東市交通安全推進協議会	5	国東市青少年健全育成市民会議武蔵支部
	2	国東市協育ネットワーク協議会	6	国東市青少年健全育成市民会議武蔵支部
	3	国東市青少年健全育成市民会議	7	弥生のムラインストラクター協議会
	4	国東市青少年健全育成市民会議国東支部	8	東国東郡中学生体育連盟
5	国東市青少年健全育成市民会議国見支部			

(3)学校徴収金の公会計予算編入に関する先進地「鳥取市」視察

- | | | | |
|----------|-------------------------------|--------|----------|
| 1. 日 時 | 令和4年11月16日(水) | 2. 場 所 | 鳥取市役所本庁舎 |
| 3. 視察者 | 総務課長、会計管理者、教育総務課係長、学校教育課長補佐など | | |
| 4. 視察対応者 | 鳥取市教育委員会事務局4人 | | |
| 5. 視察理由 | 給食費と補助教材費を公会計化、教材費の公会計化は前例がない | | |

【鳥取市の特徴】

- ①2018年度から給食費と補助教材費を公会計化し、現在5年目
- ②補助教材等を「指定補助教材（公会計分）」と「その他教材等（学校会計分）」に区分して経理
- ③指定教材費は上限額を規則で設定（小）15,000円/年、（中）20,000円/年
保護者負担金額上限による、指定補助教材の金額による統一を行っている。
- ④補助教材の一般会計編入により、監査委員監査及び議会から補助教材の学校による差異があることの指摘はない。
- ⑤補助教材公会計化の経緯
 - ア)学校長が補助教材校内選定委員会を設置し選定（公会計化前から）
 - イ)鳥取市教育委員会（2016.11.29*学校給食費等の公会計化について）
 - ・給食費、教材費の公会計化
 - 校長会からの要望、学校事務共同実施連絡会での協議
 - ⇒2016.4 鳥取市学校事務円滑化検討委員会で検討
 - ⇒2016.6 文部科学省「学校徴収会計業務の負担から教員を解放する（公会計化）」改善方針の提案
- ⑥学校長管理資金の不正防止のために、隣接する学校で年2回、相互監査を実施している。

その他の詳細は省略

(4)国東市の学校長管理資金（保護者徴収金）管理方法改善について

①国東市の学校長管理資金管理方法改善について

国東市は学校給食費保護者負担金を一般会計予算に編入（2021年度）

②その他保護者徴収金は学校長が準公金として管理

集金袋による徴収で保護者及び教職員の現金取扱い負担が大きい

③鳥取市の事例を参考に、学校長管理資金の管理方法改善に取り組む必要がある

ア) 集金袋による現金集金

子どもと教師の現金取扱い管理負担がある

イ) 学校徴収金システムによる学校長口座へ振替

（熊本市など）子どもと教師の現金取扱い管理負担が減る、紛失・盗難リスク抑制

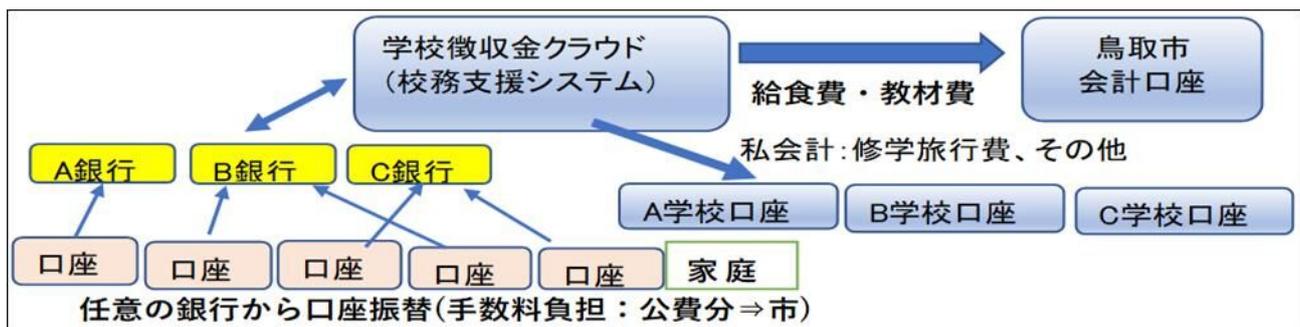
ウ) ゆうちょ銀行を介す学校徴収金システムの口座振替へ転換

（大分市など）子どもと教師が集金に関わらない、教師がお金の計算をしない

エ) 鳥取市の学校徴収金システムによる一括口座振替

・学校給食費及び補助教材費の会計管理者口座振替

・その他教材費などは学校長口座振替



④国東市立学校徴収金取扱規程と準公金管理規程との調整

ア)学校徴収金取扱規程とリスクマネジメント条例施行規則「準公金管理規程」を比較・協議し、内部統制に関する協議が必要

イ) 条例施行規則第 20 条(特例措置)により、小中学校長管理資金に対する規則適用を、検討のため保留している。

国東市資金リスクマネジメント条例施行規則第 20 条(特例措置) 1 所属長は、特別な事情により、本規則の手続により難しい準公金を管理しているときは、準公金管理統括責任者の承認により、別に定める方法により行うことができる。 2 準公金管理統括責任者は、市長に対し、前項の内容を文書で報告しなければならない。

「国東市監査基準」に準拠し、国東市資金リスクマネジメント条例第13条第2項の規定により、同条例第11条第2項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和5年3月28日

国東市代表監査委員 徳部 吉昭
国東市監査委員 大谷 和義

1. 審査の対象

「令和4年度 準公金管理内部統制報告書」
「令和4年度 準公金管理方法改善実績報告書」

2. 審査の期間

令和5年1月20日から令和5年3月24日まで

3. 審査の方法と着眼点

審査に付された「令和4年度 準公金管理内部統制報告書」（以下「内部統制報告書」という。）及び「令和4年度 準公金管理方法改善実績報告書」（以下「準公金改善報告書」という。）について、内部統制体制の整備と運用及び準公金管理方法の改善に向けての検討が適切に実行されているかを検証するために、関係資料の確認を行うとともに、必要に応じて関係部署から説明を聴取し審査を行った。

なお、審査に当たっては次の事項に主眼を置き審査した。

- (1) 内部統制体制の整備について、国東市資金リスクマネジメント条例（以下「条例」という。）及び国東市資金リスクマネジメント条例施行規則（以下「施行規則」という。）並びに関係規則等が、実際の業務に適用するために効果的に定められているか。
- (2) 内部統制体制の運用について、条例や施行規則等に記載された手続に沿って適切に実行され、不正又は誤りに関するリスクの防止や問題の早期発見へつながる効果を発揮しているか。
- (3) 内部統制体制の整備と運用を検証するための実地検査の結果について、適切に評価され報告されているか。
- (4) 準公金の管理方法について、改善に向けて5つの分類に応じた内容で検討し報告されているか。

4. 審査の結果

上記のとおり審査した結果、内部統制報告書及び準公金改善報告書は適切に作成されており、評価の手続及び結果に係る記載は相当である。

なお、指摘事項・是正状況一覧表の記載内容については、是正済み若しくは内部統制報告書提出日以降も改善に向けて継続して協議中であるとの報告を受けており、対応は適切であると認め、審査の意見を次に述べる。

- ④ 準公金の管理に係る二次的統制の責任は、副市長、教育長及び病院事業管理者にある。
- ◆毎年9月以降に、所管部署の実地検査を行い、内部統制報告書を市長に提出しなければならない。
- ⑤ 市長は、提出された内部統制報告書及び準公金改善報告書を、1月20日までに監査委員へ審査を委託しなければならない。
- ⑥ 市長は、翌年4月末日までに監査委員の審査意見書を付して内部統制報告書及び準公金改善報告書を議会に提出し、公表しなければならない。

また、内部での不正を検知した内部通報者の保護について規定し、その実現のために、「国東市公益通報取扱規則」を制定している。

(2) 内部統制の運用方法

運用方法については、施行規則及び関係規則等とともに資金管理マニュアルが作成され、具体的な手順や考え方が記載されている。

準公金は、予算決算に計上されず財務組織統制から外れるため、不正や誤りのリスクが高い。そのため、施行規則に準公金として管理対象とすべきか否かの検討から、特例として条例の適用除外までの手続の内容が包括的に規定されている。

6. 準公金管理の内部統制体制の運用

準公金は、施行規則第5条第1項に規定する各号の分類に応じて、市の事業と認められるときは公会計予算編入を検討し、市が管理する必要がないと認められるときは受託返上を検討し、さらに歳入歳出外現金編入の検討を行った上で、やむを得ないと認められる場合に限り、準公金として管理できると規定されている。

【施行規則第5条（抜粋）】

- (1) 市等が政策的事業を行うために市費を主要な財源とする団体を設置し、事務局として資金管理するとき。
- (2) 市等が構成員となっている団体を事務局として資金管理するとき。
- (3) 市等が私人又は団体に属する現金等を公益性の観点から管理するとき。
- (4) 市等が公益性が認められるため、私人又は団体から預かった現金を債権者に支払うまで一時的に保管するとき。
- (5) 市等が私人又は団体から行政活動に伴う負担金を徴収し、債権者に支払うまで管理するとき。

今年度の検討結果は、表2のとおり、一般会計化が3件、歳入歳出外現金への編入が8件、受託返上が1件となっている。（詳細は、巻末表5参照）

国東市スポーツ協会費は、事業の種目が多いため、一般会計化が可能な事業を切り離す協議の結果、県体出場経費が次年度の令和5年度から一般会計化となったものである。

各種学校徴収金（PTA会費や学級費など）は、教職員が管理する準公金で、種類が多岐にわたり詳細が不明な点が多いことから、前年度は、施行規則第20条に定める特例として、条例の適用除外としていたが、今年度はPTA会計や遠距離通学補助金など5件について検討を行っている。種類の多さ同様に管理する金額も少額なものから高額なものまであり、担当教職員が現金管理や決算書類作成を担っている実態がある。結果は継続協議となっているが、働き方改革の視点からも高リスクが懸念されており、改善に繋がる協議を期待するものである。

表2 【準公金の見直し検討結果】

責任者	検討対象		検討結果			
	所管部署数	件数	R5年度から 一般会計化	R5年度から 歳入歳出外	受託返上 又は 廃止	継続協議 等
副市長	19	34	1	8	1	24
教育長	8	21	2	0	0	19
病院事業 管理者	1	2			0	2
計	28	57	3	8	1	45

以上の検討を経た準公金管理の実地検査は、所管している部署を対象に、準公金管理内部統制調査書の項目に沿って行われた。

検査件数と指摘事項の記載の件数は表3のとおりであった。

前年度の検査で、取扱いの不備についてのほとんどが改善されているため、今年度の指摘件数は極めて少なく、検査の効果が現れている。

表3 【準公金管理内部統制の実地検査件数と指摘件数】

責任者	実地検査		指摘事項の 記載件数	前年度の 指摘事項の 記載件数
	所管部署数	検査件数		
副市長	19	34	3	7
教育長	8	21	1	23
病院事業 管理者	1	2	2	2
計	28	57	6	32

指摘事項の主な内容と件数については表4のとおりである。指摘内容については、是正済み若しくは指導によって対応中であることを確認した。

表4 【準公金管理内部統制の実地検査での指摘事項の内容】

責任者	指摘事項の内容		
	収入・支出 伝票の 未起票	実態なし 決算監査無し	出納簿 の不備等 その他
副市長	0	1	2
教育長	0	0	1
病院事業管 理者	1	0	1
計	1	1	4

7. 準公金管理方法の改善実績について

昨年12月の条例改正により、「準公金改善報告書」の審査が追加となった。

先にも述べたように、準公金は、管理しようとする時、まず管理対象が市の事業と認められるか否か、さらに公会計予算編入か受託返上か、または歳入歳

出外現金編入かの検討をし、結果として市が管理することがやむを得ないと認められる場合に限って管理できるとの位置づけである。

この検討を総務課長、財政課長、会計管理者及び準公金管理担当課長が実施し、表5の見直し結果のとおり、12件の改善が報告された。

また、学校徴収金公会計化の先進地である鳥取市視察の結果概要が報告され、これからの改善に向けての参考となったものである。

8. 実地検査の結果について

準公金の取扱管理において、現金の紛失や使途不明金があるなどの重大な不備に該当する事象は認められなかった。また、前年度は『収入・支出伝票を作成していない』、『通帳の管理が一人』など、重大なミスに繋がりがねない管理実態が多く見受けられたが、今年度は大幅に改善されている。

しかし、活動実態がなく残金の管理のみの団体や、金額が高額なもの、通帳が複数あるなどの実態は前年度どおりで、管理する職員の事務負担だけでなく精神的負担も危惧されるところである。

今年度から追加報告となった準公金管理方法の改善実績では、3件の一般会計化と、8件の歳入歳出外現金への編入、1件の受託返上が実現している。今後も、リスクの防止及び職員の負担軽減につながる改善に向けた検討に取り組まれない。

内部統制の目的は、『資金管理に係る不正又は誤りに関するリスクの防止及び発見を通じて市民の信頼を醸成すること、そして安全な財政運営の継続』である。この目的達成のために、職員一人ひとりが、常にリスクにさらされている現実を認識し、内部統制の体制と運用の仕組みを正しく理解し適切に実行することが重要である。

不正行為は本質的には個人の問題であるが、環境要件（財務システムの管轄外、多額な残高通帳の管理など）や要因（在任期間の長さ、職務権限の集中等）が組み合わさることで、発生リスクも高まる。たとえ内部統制の組織管理体制が定着したように見えても、時の経過とともに緩みが生じ、過去の教訓や反省が風化すると、同種事態が繰り返される恐れを否定できない。

それゆえ、準公金管理方法の改善の検討を継続し、内部統制の組織管理体制が適切に機能しているか、引き続き検査検証していくことが重要である。

今後も職員研修や、確実な事務の継承等により情報共有を図り、制度の熟知と意識の醸成を深め、安全な資金管理に務められたい。

表5 【準公金の見直し検討対象と結果一覧】

準公金性質の5分類

分類1：市等が政策的事業を行うために市費を主要な財源とする団体を設置し、事務局として資金管理するもの

分類2：市等が構成員となっている団体を事務局として資金管理するもの

分類3：市等が私人又は団体に属する現金等を公益性の観点から管理するもの

分類4：市等が公益性が認められるため、私人又は団体から預かった現金を債権者に支払うまで一時的に保管するもの

分類5：市等が私人又は団体から行政活動に伴う負担金を徴収し、債権者に支払うまで管理するもの

	所属課	分類	準公金名称	検討結果		
				R5年度対応	受託返上 廃止	その他
1	議会事務局	4	議員互助会（親会計）	歳入歳出外現金に編入		
2		4	議員弁当会計（旧コーヒー会計）	歳入歳出外現金に編入		
3		4	国民政治協会費		R5年度より各議員個人宛に郵送	
4		4	県体議員ソフトボール会計			現状を継続
5	農業委員会	4	農業新聞預り金	歳入歳出外現金に編入		
6	消防本部 総務課 庶務財政係	3	国東市消防職員互助会（一般会計）	歳入歳出外現金に編入		
7		1	国東市消防職員互助会（厚生費）	歳入歳出外現金に編入		
8		3	国東市消防職員互助会（研修旅行）	歳入歳出外現金に編入		
9		3	国東市消防職員互助会（退職者送別会）	歳入歳出外現金に編入		
10		3	国東市消防団互助会	歳入歳出外現金に編入		
11	医療保健課 地域医療係	1・2	東国東地域保健委員会	一般会計化		
12	社会教育課 人権教育・部落 差別解消推進係	1	くにさき地区人権・同和教育協議会	一般会計化		
13	社会教育課 社会体育係	1	国東市スポーツ協会	「県体出場助成経費」を一般会計化		一般会計化が可能な経費を継続協議
14		1	国東市スポーツ協会 国東支部			
15		1	国東市スポーツ協会 国見支部			
16		1	国東市スポーツ協会 武蔵支部			
17	教育委員会 安岐分室	1	国東市スポーツ協会 安岐支部			
18	総務課 安岐地域振興課	3	国東町区長会 旧町区長会 安岐町区長会 旧町区長会			受託返上に向けて継続協議
19	総務課 防災係	1	国東市防災士連絡協議会			準公金管理方法改善に向けて継続協議
20	福祉課 総務係	4	社会福祉協議会（社協会費）			市職員会費分はR4年度に歳入歳出外現金に編入済み 国東地区の区一括納付分は段階的に受託返上を協議中
21		4	社会福祉協議会 （歳末助け合い募金・赤い羽根共同募金・香典返し）			国東地区の区一括納付分は段階的に受託返上を協議中
22	農政課 園芸畜産係	1・2	国東市みかん等訪果害虫防除対策会議（薬剤散布補助金）			現状を継続
23		2	国東市畜産クラスター協議会			現状を継続
24	農政課 農政係	1・2	国東市集落営農法人連絡協議会			現状を継続
25		1・2	国東市認定農業者の会			現状を継続
26	農業再生協議会	1・2	国東市農業再生協議会			現状を継続
27	林業水産課 林業係 総合支所	1・2	国東市鳥獣被害対策協議会			歳入歳出外現金への編入を検討中
28	林業水産課 水産係	1・2	特定水産物銘柄化推進協議会			一般会計予算編入に向けて継続協議

	所属課	分類	準公金名称	検討結果		
				R5年度対応	受託返上 廃止	その他
29	活力創生課 産業創出係	1	市雇用促進協議会			一般会計予算 編入に向けて 継続協議
30	活力創生課 商工労政係	1	国東市土地開発公社			運営について 継続協議
31	観光課 観光係	1	夢咲きくにさきふるさとまつり実行委員会			R2年度以降新 型コロナウイ ルス感染症の 影響により未 実施
32	国見地域振興課	1	ちよるちよる祭り実行委員会			
33	武蔵地域振興課	1	むさしおいで祭り実行委員会			
34	安岐地域振興課	1	安岐町ふるさと祭実行委員会			準公金管理方 法改善に向け て継続協議
35	消防本部 予防課	2	国東地区危険物安全協会			R5年度の総会 で歳入歳出外 現金への編入 を検討予定。
36	危険物保安係	2	国東地区危険物安全協会(70周年行事)			
37	教育総務課	2	国東地区学校保健会			一般会計予算 編入に向けて 継続協議
38		1	各種学校徴収金 (PTA会計・遠距離通学補助金 ほか 計5件)			準公金管理方 法改善に向け て継続協議
39	教育委員会 国見分室	1	国見文化協会			準公金管理方 法改善に向け て継続協議
40	教育委員会 武蔵分室	1	武蔵町文化協会			準公金管理方 法改善に向け て継続協議
41	社会教育課 社会教育係	1	国東町文化協会			現状を継続
42	社会教育課 社会教育係	1	くにさき少年少女発明クラブ			現状を継続
43		1	国東市子ども会育成会連合協議会			準公金管理方 法改善に向け て継続協議
44	教育委員会 国見分室	1	ナイターソフトボール大会国見地区予選会 残金			受託返上に向 けて継続協議
45	教育委員会 安岐分室	1	安岐町体育指導委員会			R3年度から収 入無し 通帳残高が0に なったら受託 返上を検討
46		1	安岐町ソフトボール協会			受託返上に向 けて継続協議
47	社会教育課 社会体育係	1	九州瀬戸内高等学校女子駅伝競走大会 実行委員会			R6年度以降の 一般会計化を 検討
48	文化財課	2	国東半島宇佐地域・六郷満山誘客推進協議会			準公金管理方 法改善に向け て継続協議
49	文化財係	1	文化財愛護少年団連絡協議会			
50	竹田津保育所	4	用品代・月刊誌			現状を継続
51	熊毛保育所	4	保育用品代・月刊誌・写真代			現状を継続
52	武溪保育所	4	用品代・月刊誌・写真代			現状を継続
53	安岐保育所	2・4	保護者会費・用品代・月刊誌・写真代 ・国東地域公立保育協議会会計			現状を継続 保護者会費 は、R3年度末 に精算済み
54	安岐幼稚園	4	PTA会費・教材費・おやつ・月刊誌・給食費・写真代			現状を継続
55	安岐中央幼稚園	4	PTA会費・教材費・おやつ・月刊誌・給食費・写真代			現状を継続
56	国東市民病院	4	若葉の会			現状を継続
57		3	病院互助会			